

三豊市就学前教育・保育検討委員会について

○目的

令和2年3月に策定された三豊市就学前教育・保育総合計画において、令和2年度(2020)から令和11年度(2029)までの10年間の三豊市における就学前教育・保育の基本方針と、施設の規模と配置のあり方、教育・保育の質の向上等の方策、人材の育成・確保の方策が示され、本市で育つ子どもたちが、就学前の時期に、最善の教育・保育を受けられるよう事業を実施している。

一方、令和5年4月からはこども家庭庁が発足し、令和5年12月に「こども大綱」が策定され、「こどもまんなか社会」の構築に向けて、「こども誰でも通園制度」の制度化や、76年ぶりとなる保育士等の配置基準の見直しなど様々な制度変更が行われている。

昨年度には三豊市第2次総合計画後期基本計画が策定され、今年度には子育て支援施策の最上位計画である「みとよ すくすく子育てサポートプランⅡ」を改訂する予定である。

三豊市就学前教育・保育総合計画では、令和6年度に中間見直しを行うとされているため、当委員会において本市の就学前教育・保育の今後のあり方を検討し、これまでの事業等の状況を検証した上で、ソフト面・ハード面を含めた今後5年間の就学前教育・保育の方向性を示すことを目的とする。

○委員会開催予定(案)

回 数	開催時期	内 容
第1回	5月31日(金)	委員委嘱及び任命 委員長・副委員長選任 委員会趣旨説明、現状報告等
—	6月(予定)	保護者アンケート実施
第2回	8月(予定)	保護者アンケート結果報告 就学前教育・保育のあり方検討(計画検討)
第3回	10月(予定)	就学前教育・保育のあり方検討(計画修正案検討)
第4回	12月(予定)	計画修正案の決定 パブリックコメント実施内容等の決定
第5回	2月(予定)	パブリックコメントを受けて計画の修正・計画策定

※第2回以降の開催時期及び開催回数は、計画策定の進捗により、変更の可能性あり。

三豊市就学前教育・保育検討委員会設置条例

(設置)

第1条 三豊市における就学前教育及び保育のあり方等について調査研究するため、三豊市就学前教育・保育検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 就学前教育及び保育に関する計画を策定すること。
- (2) その他検討委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保育所長の代表
- (3) 幼稚園長の代表
- (4) 小学校長の代表
- (5) 私立保育施設運営者の代表
- (6) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (7) 保育所の保護者の代表
- (8) 幼稚園の保護者の代表
- (9) 主任児童委員の代表
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務を完了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開する。ただし、必要に応じ、検討委員会の決定により議事を非公開とすることができる。

5 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 検討委員会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の規定による。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、健康福祉部保育幼稚園課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(最初の検討委員会の招集)

2 検討委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市保育所運営計画策定委員会設置条例の廃止)

3 三豊市保育所運営計画策定委員会設置条例(平成22年三豊市条例第5号)は、廃止する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会委員の項の次に次のように加える。

就学前教育・保育検討委員会委員	日額 8,000
-----------------	----------

別表保育所運営計画策定委員会委員の項を削る。

三豊市就学前教育・保育の現状について

1. 三豊市就学前教育・保育施設の現状

幼稚園

●公立幼稚園 13 園（幼稚園型認定こども園含む）

- ・旧山本町区域の 4 つの幼稚園を統合し、幼稚園型認定こども園山本幼稚園：令和 2 年 4 月開園
- ・平石幼稚園と仁尾保育所、財田幼稚園と財田保育所を統合し、幼保連携型認定こども園を開園

保育施設（認可保育施設及び認定こども園（幼稚園型こども園を除く））

●公立保育所及び認定こども園（保育所 8 箇所、こども園 2 箇所）

- ・幼稚園型認定こども園山本幼稚園の隣に山本保育所を移転開設（0～2 歳児対象）：令和 3 年 4 月開所
- ・幼保連携型認定こども園として、財田こども園を開園：令和 3 年 4 月開園
- ・幼保連携型認定こども園として、仁尾こども園を開園：令和 4 年 4 月開園

●私立幼保連携型認定こども園 2 箇所

- ・幼保連携型認定こども園虹つわたり（高瀬町）：令和 2 年 4 月開園
- ・幼保連携型認定こども園丘の上 station（高瀬町）：令和 3 年 4 月開園

●私立小規模保育施設 2 箇所

- ・スマはぴ保育園茶々station（高瀬町）：令和 2 年 4 月開設
- ・スマはぴ保育園空と海 station（三野町）：令和 2 年 6 月開設

保育施設（認可外保育施設）

●企業主導型保育施設 2 箇所…企業が主に従業員の子どもの保育を提供する施設で、「地域枠」を設定している施設には、従業員の子どものほか地域の子どもも利用できる（市の支給認定が必要）。

- ・愛幸こども園（山本町）：平成 29 年 4 月開設 ※令和 6 年 4 月より休所
- ・ちぬやキッズ（豊中町）：平成 30 年 11 月開設

●事業所内保育施設…企業が従業員の子どもの保育を提供する施設。

今後の施設整備予定

●詫間地区就学前教育・保育施設の再編整備

- ・松崎幼稚園と松崎保育所を統合し、保育所型認定こども園を整備：令和 8 年 4 月開所予定（運営は民間委託：委託先（株）小学館アカデミー）
- ・詫間幼稚園を幼稚園型認定こども園へ移行：令和 8 年 4 月移行予定
- ・須田保育所を閉所：令和 8 年 3 月末閉所予定

市内幼稚園一覧

区域名	施設名	建物面積 (㎡)	土地面積 (㎡)	建築年月	築経過年数	建物構造	定員 (人)
高瀬	1 上高瀬幼稚園	783	973	昭和53年12月	45	RC造	140
	2 勝間幼稚園	678	2,366	昭和56年2月	43	RC造	110
	3 比地二幼稚園	651	2,373	平成 7 年 3 月	29	木 造	110
	4 二ノ宮幼稚園	486	2,674	昭和60年 1 月	39	RC造	80
	5 麻幼稚園	885	1,471	昭和52年12月 (平成 5 年 2 月)	46	RC造	160
山 本	6 山本幼稚園	1,820	11,750	令和 2 年 2 月	4	RC造	150
三 野	7 大見幼稚園	857	4,651	昭和58年 1 月	41	RC造	110
	8 下高瀬幼稚園	752	2,955	昭和52年12月	46	RC造	110
	9 吉津幼稚園	832	4,275	昭和56年 3 月	43	RC造	110
豊 中	10 豊中幼稚園	2,941	14,621	平成13年 6 月	23	S 造	340
詫 間	11 松崎幼稚園	531	2,886	昭和48年 3 月	51	S 造	110
	12 詫間幼稚園	1,181	2,827	平成 7 年 1 月	29	RC造	190
仁 尾	13 曾保幼稚園	402	928	昭和57年12月	41	RC造	50

市内保育所・幼保連携型認定こども園一覧（公立）

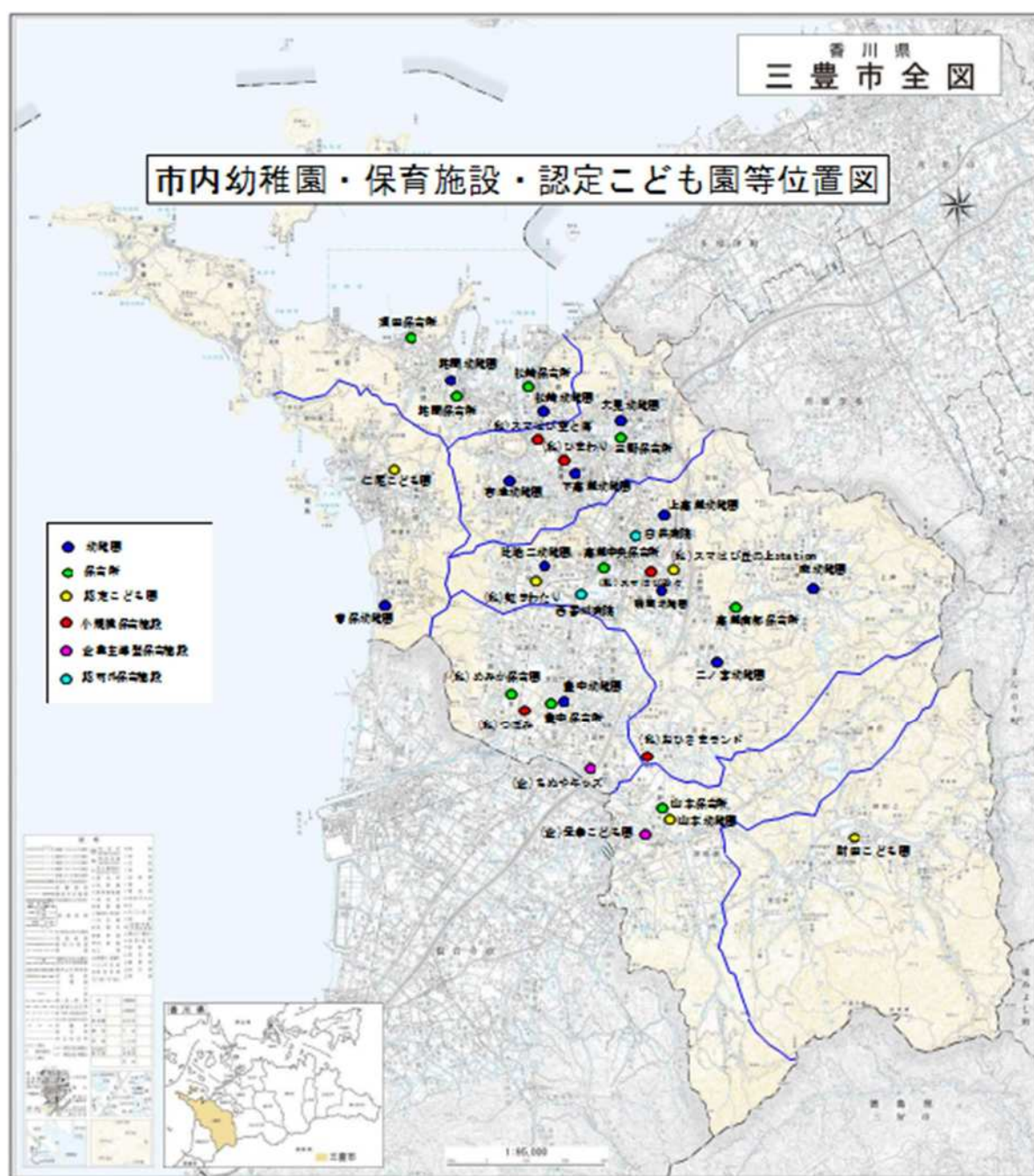
区域名	施設名	建物面積 (㎡)	土地面積 (㎡)	建築年月	築経過年数	建物構造	定員 (人)
高瀬	1 高瀬中央保育所	1,781	8,477	平成 6 年 3 月	30	木造一部 RC造	140
	2 高瀬南部保育所	1,176	4,278	平成29年 3 月	7	S造	120
山 本	3 山本保育所	1,124	2,535	平成 3 年 2 月 令和 3 年 1 月	33 3	S造 RC造	120
三 野	4 三野保育所	2,273	9,065	平成26年 1 月	10	RC造	160
豊 中	5 豊中保育所	1,365	4,735	平成 8 年 3 月	28	RC造	120
詫 間	6 松崎保育所	742	2,329	昭和55年 3 月	44	RC造	90
	7 詫間保育所	923	4,572	平成 3 年 3 月	33	RC造	120
	8 須田保育所	673	2,612	昭和57年 2 月	42	RC造	70
仁 尾	9 仁尾こども園	2,275	7,956	幼 平成 元 年 1 月 保 平成11年12月	35 24	S造一部 RC造	150
財 田	10 財田こども園	1,806	7,690	幼 昭和55年3月 保 平成10年3月	44 26	RC造	125

※平成 29 年 4 月から高瀬南部保育所、平成 30 年 4 月から松崎保育所を民間運営委託。

※山本保育所は令和 2 年度に旧大野幼稚園を一部改修・一部増築し、山本保育所として供用開始。

市内認可保育施設一覧（私立）

区域名	施設名		開設日	定員 (人)
豊 中	11	めみか保育園	平成29年4月1日	60
豊 中	12	小規模保育園つぼみ	平成28年6月1日	12
高 瀬	13	小規模保育園おひさまランド	平成29年12月1日	12
三 野	14	小規模保育園ひまわり	平成30年4月1日	19
高 瀬	15	幼保連携型認定こども園虹ヲわたり	令和2年4月1日	60
高 瀬	16	幼保連携型認定こども園 スマはび丘の上station	令和3年9月1日	45
高 瀬	17	スマはび保育園茶々station	令和2年4月1日	19
三野	18	スマはび保育園空と海station	令和2年6月1日	19



2. 三豊市就学前児童数・就学前施設利用者数等の状況

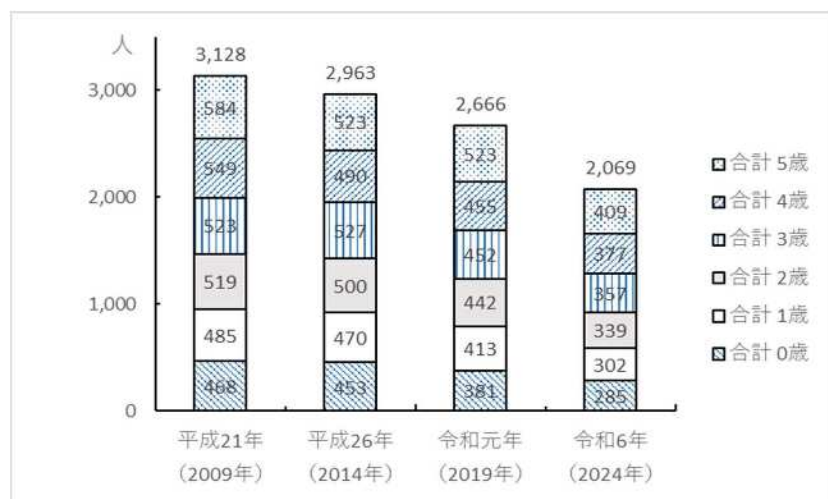
◆三豊市出生数の推移



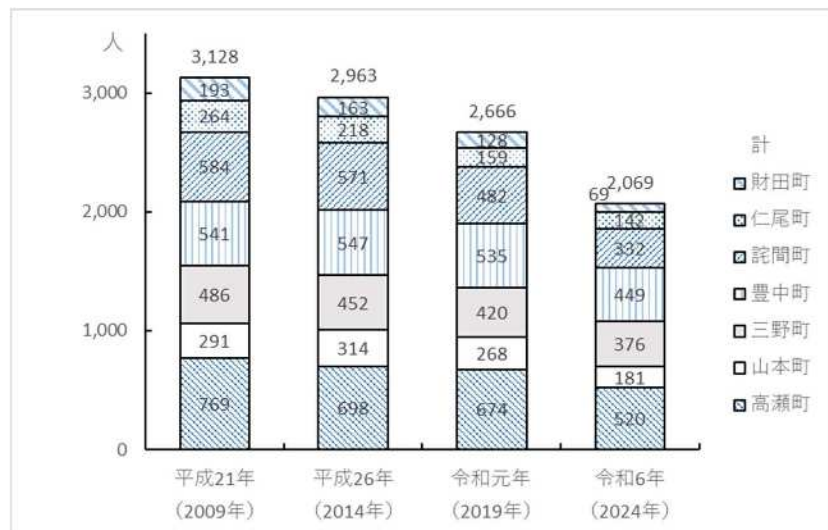
※「かがわの母子保健」より

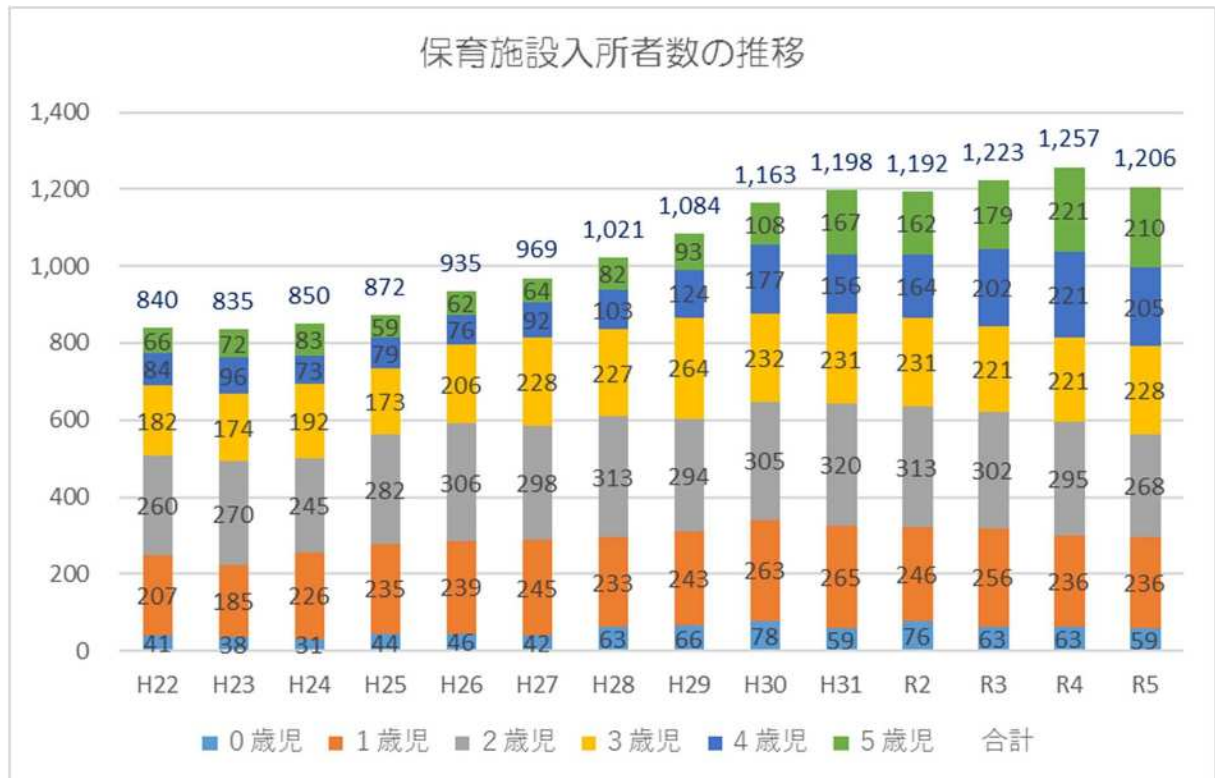
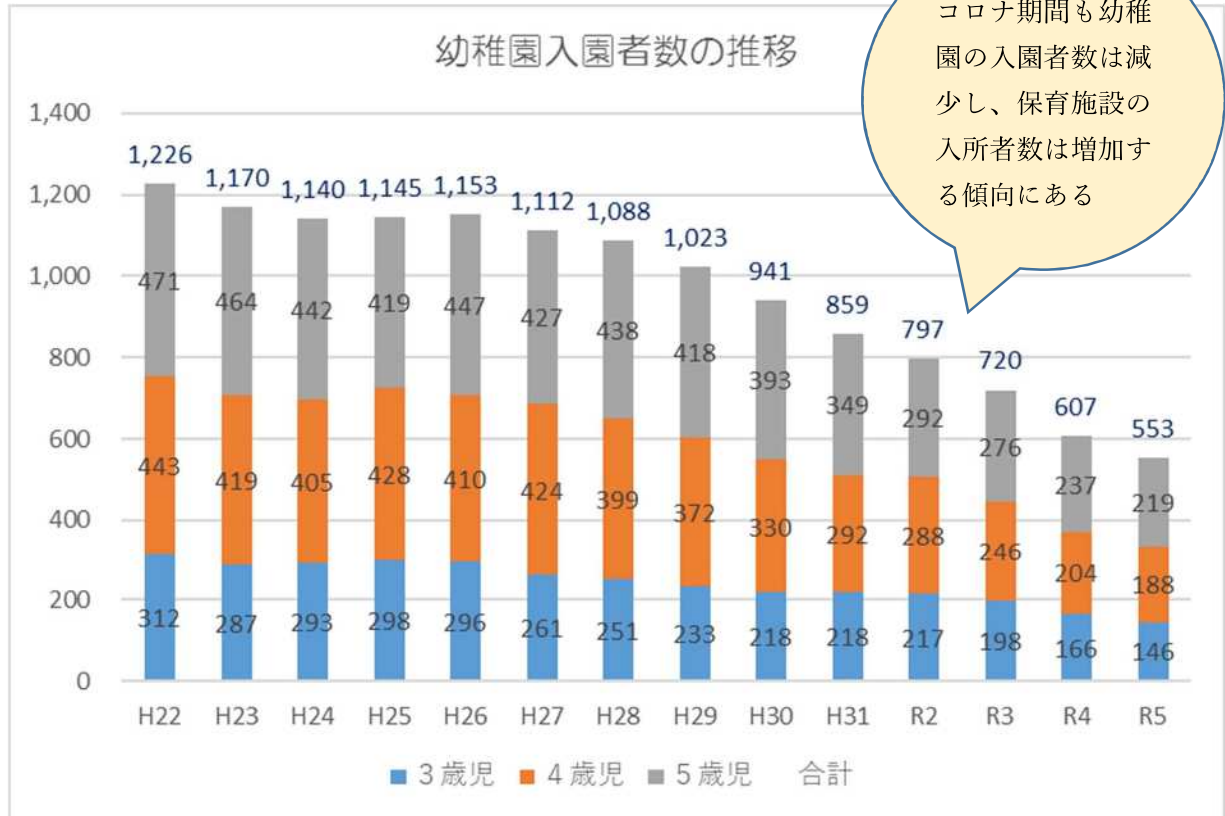
本市の就学前児童の人口の推移

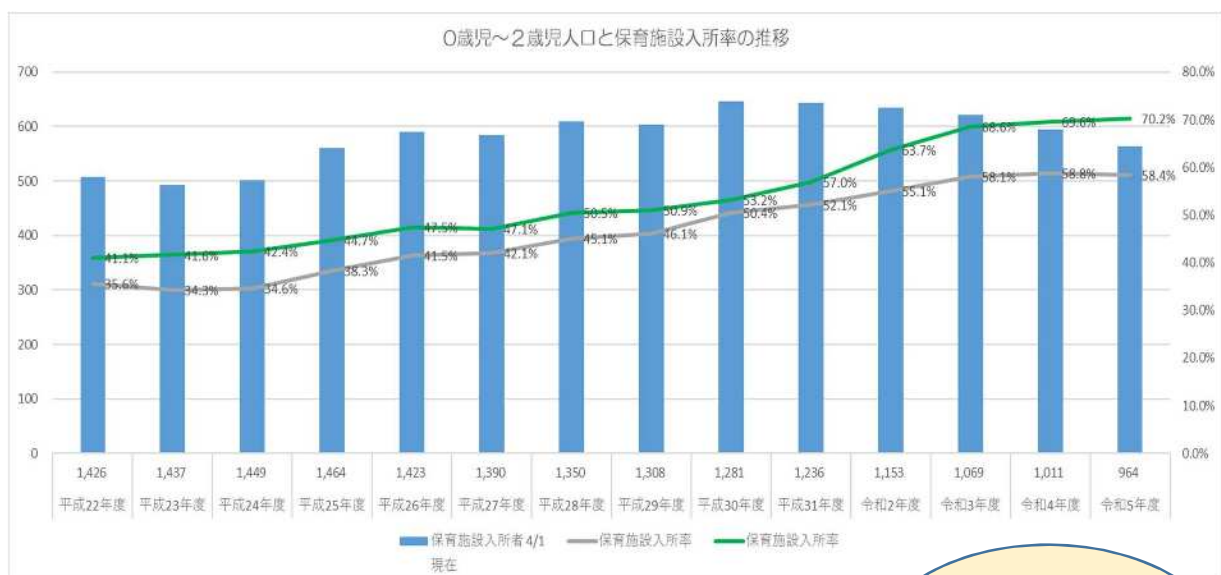
〔学齢別〕



〔区域別〕

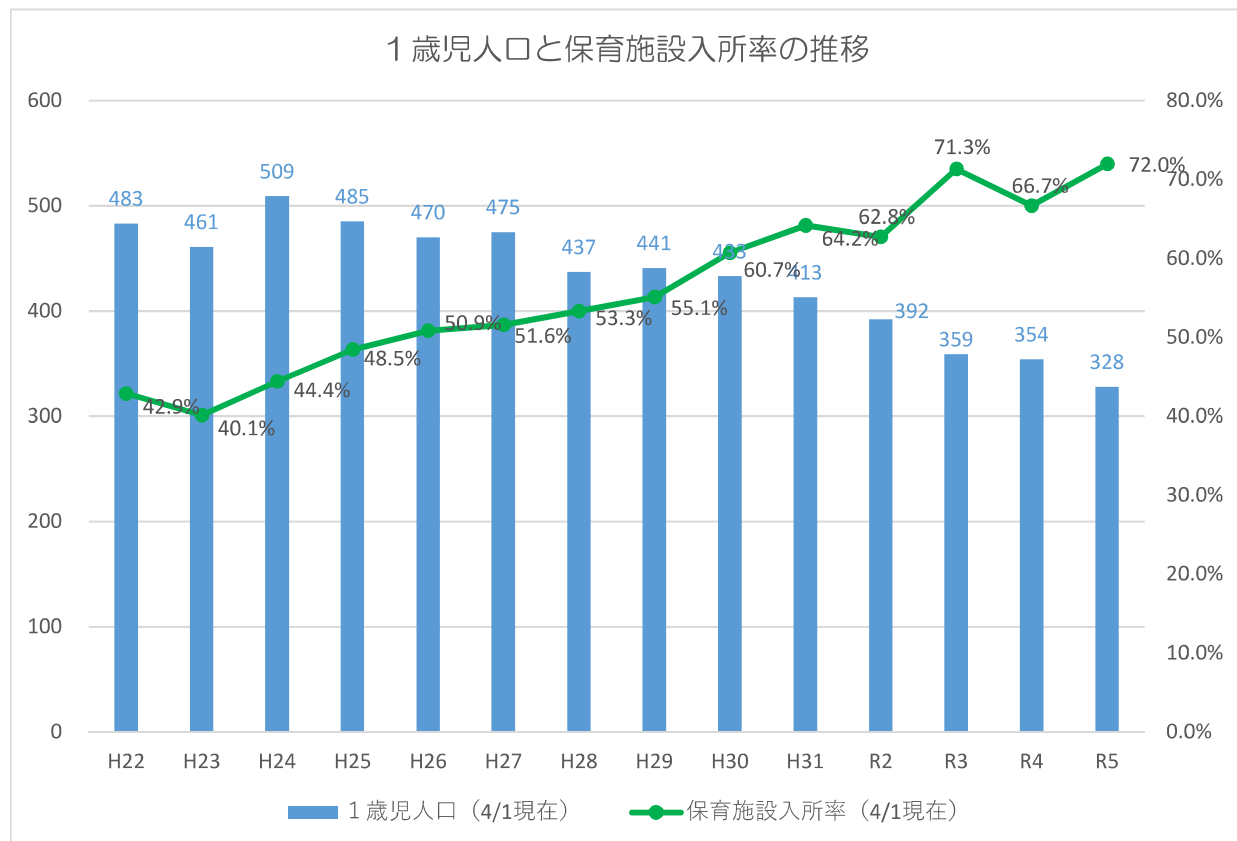
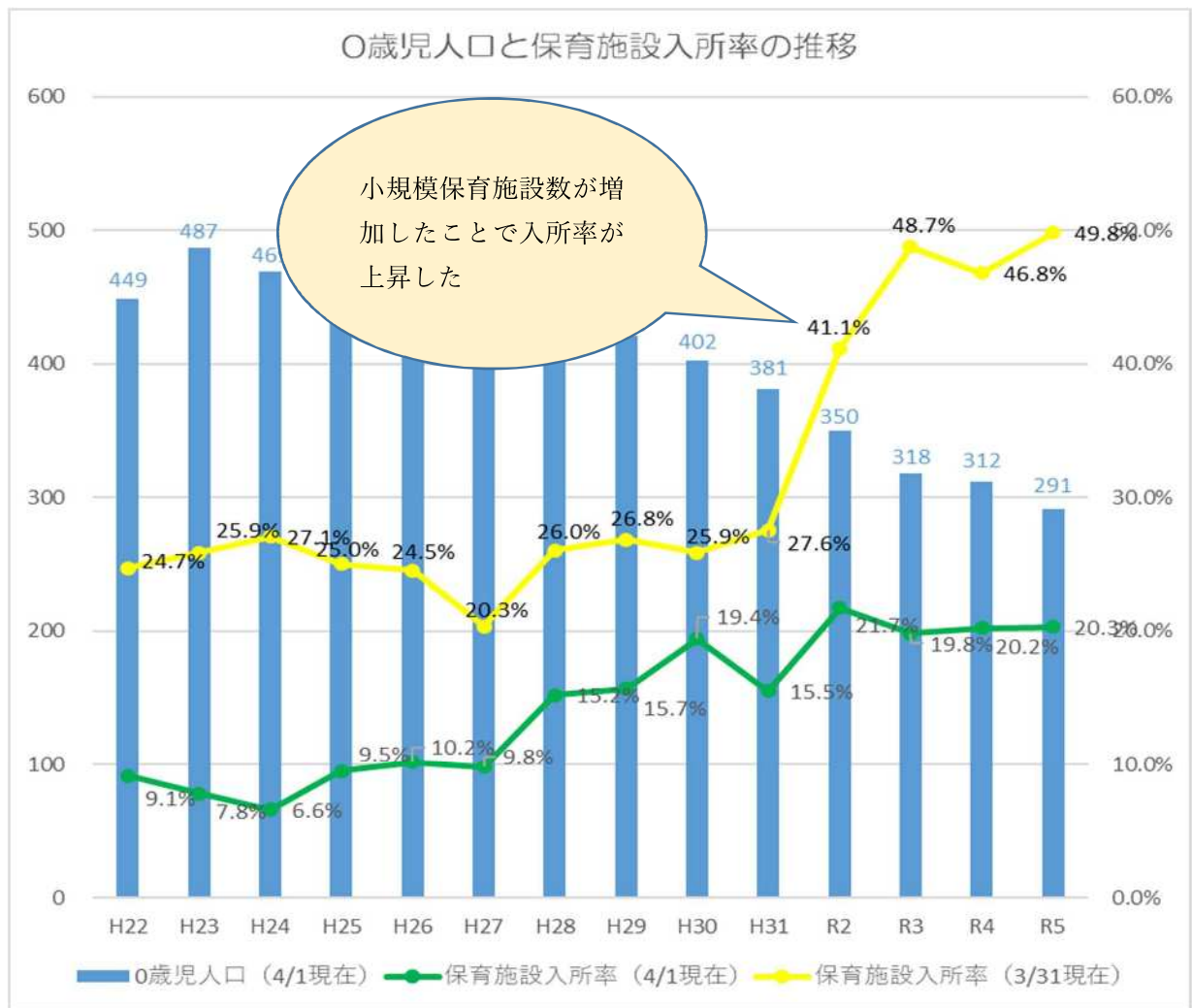


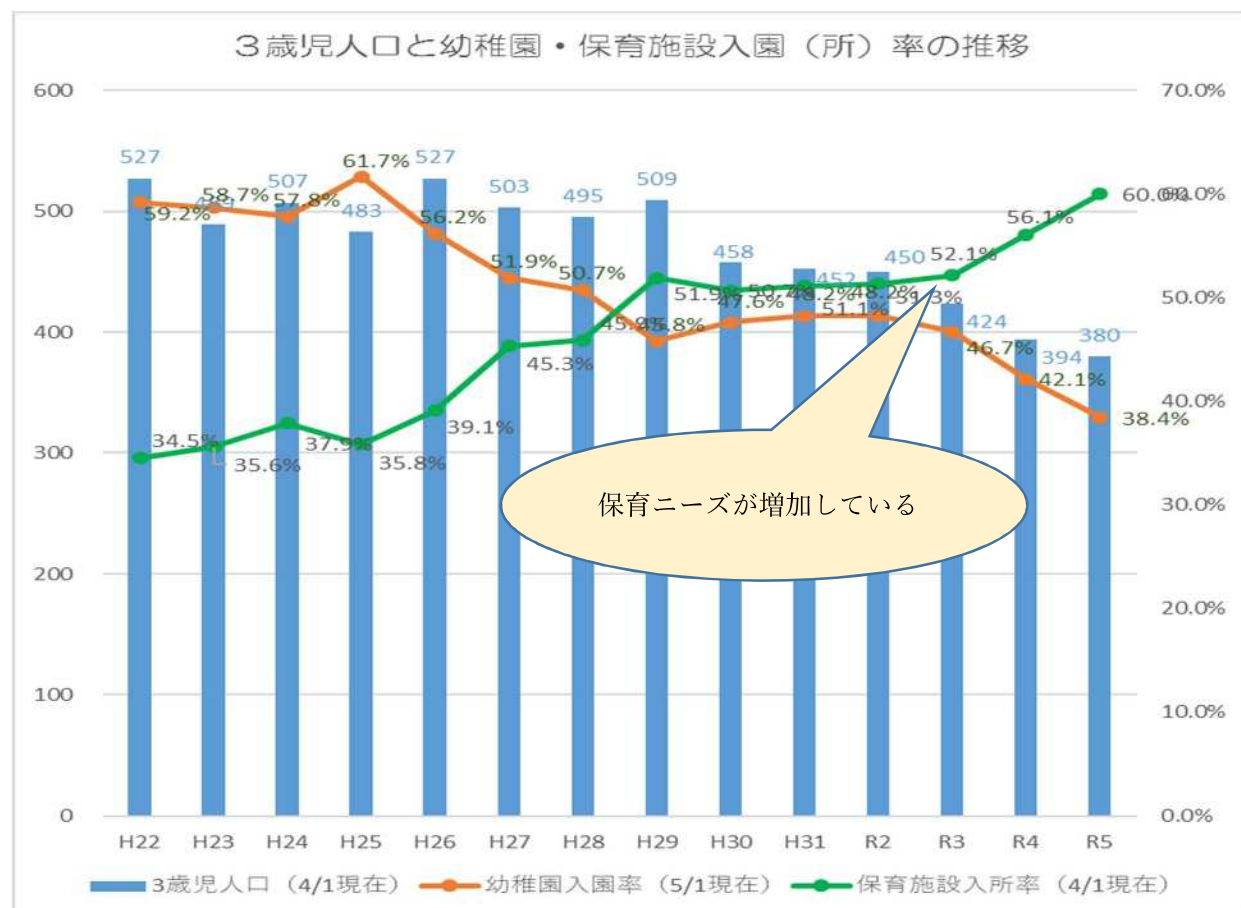
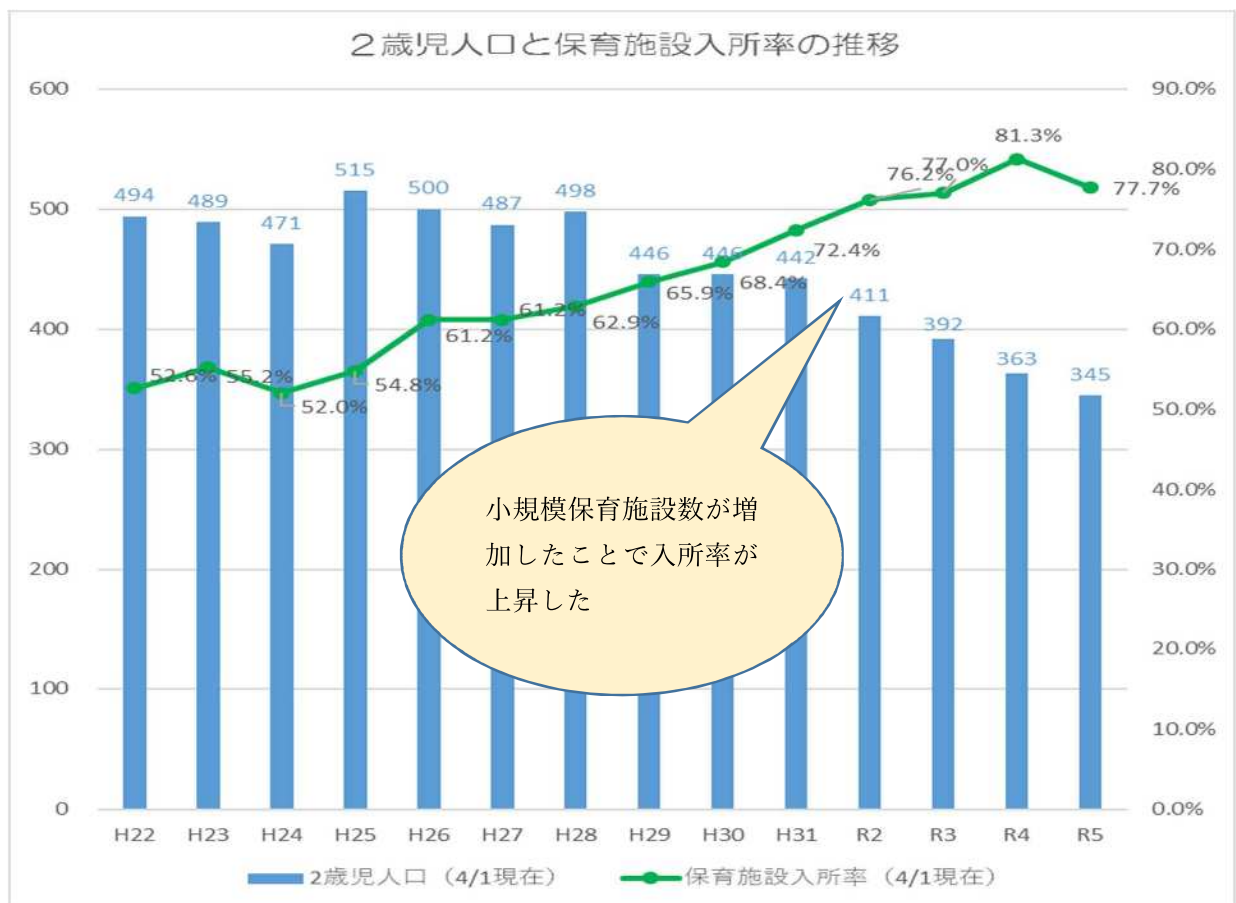


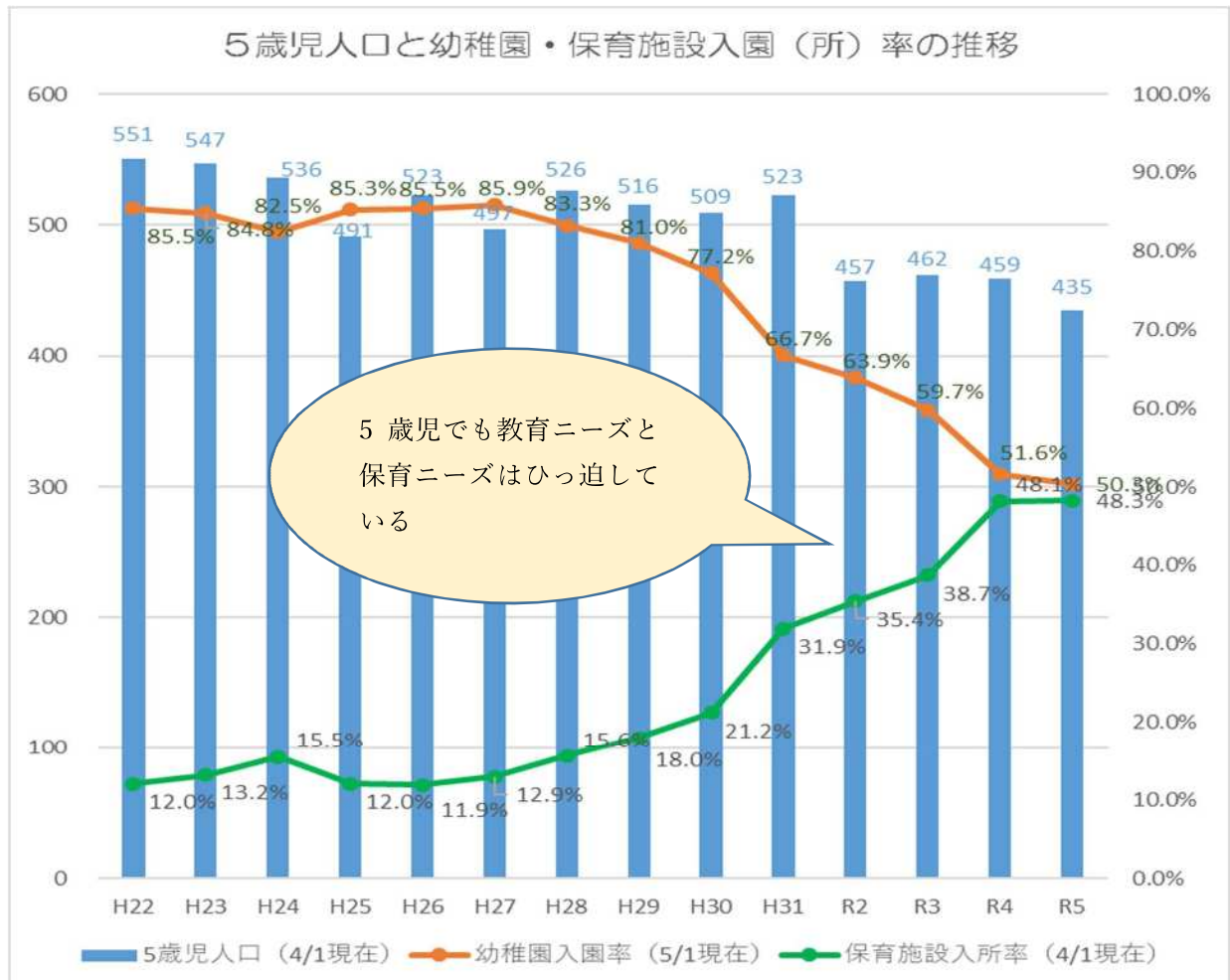
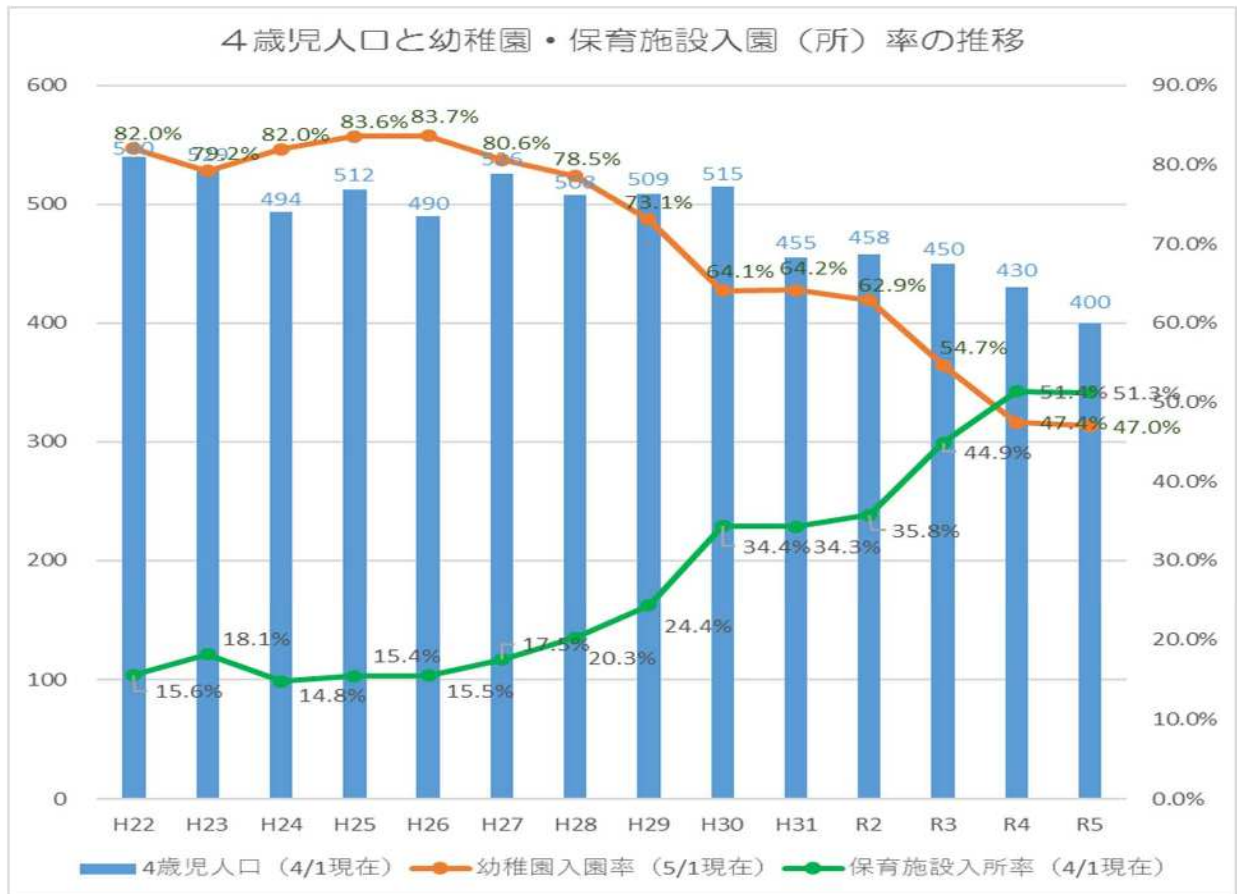


R4 年から幼稚園
と保育施設の入園
(所)率が逆転した









◆待機児童数等の推移

調査時期		待機児童数 (人)	認可保育施設定員 (人)	定員増
令和2年度	4月	0	1,361	スマはび保育園茶々station開設 幼保連携型認定こども園虹わたり開園
	10月	0	1,380	スマはび保育園空と海station開設
	3月末	0	〃	
令和3年度	4月	0	1,419	小規模保育園ひまわり定員増加 幼保連携型認定こども園三豊市立財田こども園開園
	10月	0	1,438	幼保連携型認定こども園スマはび丘の上station開園
	3月末	0	〃	
令和4年度	4月	0	1,494	幼保連携型認定こども園三豊市立に尾こども園開園 幼保連携型認定こども園スマはび丘の上station定員増加
	10月	0	〃	
	3月末	0	〃	
令和5年度	4月	0	1,494	
	10月	0	〃	
	3月末	0	〃	

※4月、10月の待機児童数は、保育所等利用待機児童数調査（厚生労働省調査）より（3月末は市独自調査）

教育・保育施設の職員配置や施設面積の最低基準

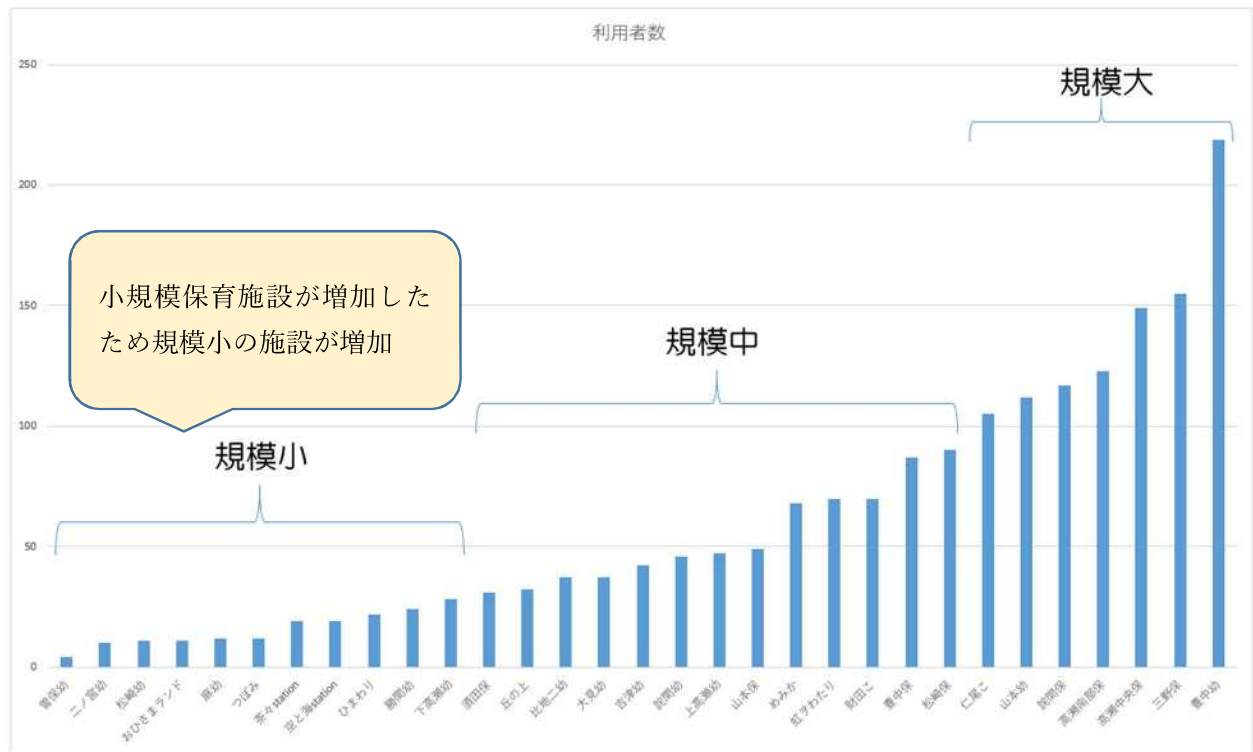
項目	幼稚園	認可保育所	認定こども園	小規模保育 (A型・B型)
定員	規制なし	20人以上	20人以上	19人以下
職員配置 基準	1学級35人につき1 人の学級担任（幼 稚園教諭資格必 要）	乳児：3人に保育士1人 1歳児：6人に保育士1人 2歳児：6人に保育士1人 3歳児：15人に保育士1人 4歳児以上：25人に保育士1人	0～2歳児認可保育所と同じ 3～5歳児は短時間利用児は35人につき1 人、長時間利用児は認可保育所と同じ	認可保育所の配置 基準+1人
施設の面 積基準	1学級180㎡、2学 級320㎡、3学級以 上は1学級につき 100㎡増	乳児室またはほふく室：0歳児 および1歳児1人あたり3.3㎡ 保育室等：2歳児以上1人あた り1.98㎡ 等	園舎の面積（3歳未満児の保育の用に供 する部分を除く）は、幼稚園と同じ。 乳児室は1人あたり1.65㎡、ほふく室、 保育室、遊戯室は認可保育所と同じ。 等	認可保育所と同じ

資料：文部科学省「幼稚園設置基準」、厚生労働省「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、内閣府「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」

※国の職員配置最低基準は令和6年4月より適用となった。

※三豊市における職員配置の最低配置基準の変更については、1歳児の配置基準を国にさきがけて5対1へ変更し、4歳児以上の配置基準変更と同時の令和6年4月から運用開始し、3歳児の配置基準は令和7年4月から運用開始予定。

各教育・保育施設の利用者数
[令和5年度]



各施設の利用率
[令和5年度]

